

下請負者に対する原価監査に関する特約条項

甲及び乙は、下請負者に対する原価監査に関し、次の特約条項を定める。

(原価監査の対象となる範囲等)

第1条 本特約条項の対象となる下請負の作業範囲等は、下記のとおりとする。

(適用経費率等)

第2条 確定計算における加工費率は、製造又は役務の時点において甲が下請負者に対して適用している経費率とし、一般管理費及び販売費率、利子率並びに利益率は、契約金額の確定時期までに甲が認定した経費率とする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(下請負者との間の取り決め等)

第3条 乙は、当該契約に定める確定見積書、資料の提出及び原価計算手続きの確認並びに原価監査について下請負者にも準用されること及び原価監査に際し必要がある場合は、下請負者の管理する営業所又は工場等に甲が立ち入ることを当該下請負者との間で、下請負者が行う工程又は役務の開始までに取り決めておくものとする。

下請負の 作業範囲	
下請負者	